

令和5年度課税の町税に納付方法が新しく追加されます

現在、町税の納付方法については、金融機関などの窓口での納付、口座振替並びにコンビニエンスストアやスマートフォンアプリを使用しての納付となっておりますが、令和5年度の課税分から、従来のバーコードとは別に印刷するQRコードを利用した、次の納付方法が利用可能となります。

方法1 パソコンやスマートフォンを使用し納付する

納付書に印刷されたQRコードを読み取るにより、「地方税お支払いサイト」を利用して納付ができます。なお手数料は不要です。

方法2 金融機関窓口で納付書を持参して納付する

従来の納付書は、町が指定する金融機関以外で納付する場合には、金融機関に対する手数料を別途支払う必要がありました。QRコードが読み取り可能な金融機関であれば、指定する金融機関以外でも手数料不要で窓口納付ができます。

詳しい機器の操作方法や決済アプリ、取り扱い可能な金融機関などについては、地方税共同機構ホームページや地方税お支払いサイトをご覧ください。

なお、地方税統一QRコードが利用可能な納付書は、eLマークおよびeL-QRの印字があるものに限り、また、「地方税お支払いサイト」を利用する納付の場合には、領収書は発行されませんので、二重納付にはご注意ください。

対象税目 町・県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税

地方税共同機構ホームページ <https://www.lta.go.jp/> 地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

問い合わせ先 税務課 収納係 ☎68・2211（内線209・210）



太陽光発電システム設置費補助金のご案内



地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。なお、補助金に係る予算は、利根町議会で審議中ですので、議会の議決により決定いたします。

対象となる方 ①～⑤全てに該当する方

- ①町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
②町税を滞納していない方（同一世帯員を含む）
③補助金交付決定後に設置工事に着手する方
④太陽光発電システムの発電による余剰電力の買い取り契約を電力会社と締結する方
⑤太陽電池モジュール最大出力が10kW未満のシステムを設置する方
※次のような場合、対象とはなりません。
・補助金交付申請前にすでに太陽光発電システムを設置または着工されている場合

- 申請年度内に設置が完了しない場合、または指定期日までに実績報告書および必要書類の提出がない場合
・太陽光発電システムが未使用でない場合
・電力会社との契約者名・太陽光発電に係る電力供給契約申込者名と本補助金の申請者名が同一でない場合
補助金額
太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり2万円とし、10万円を限度とします。ただし、補助金額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。
申請受け付け
受付期間 4月3日(月)～12月22日(金)（土・日曜日、祝日を除く）
時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
場所 生活環境課（郵送・電話などでの予約や受け付けは行いません）
※受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。
※詳細については「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。
申し込み・問い合わせ先
生活環境課 環境衛生係 ☎68・2211（内線236）

督促手数料の廃止および延滞金の取り扱いの変更について

1 督促手数料の廃止について 利根町条例等の一部改正により、納期限が令和5年4月1日以降の町税等の督促手数料が廃止となります。ただし、納期限が令和5年3月31日以前のものについては、督促手数料の納付が必要です。
なお、督促状は従来どおり発送します。

2 延滞金の取り扱いの変更について

金融機関にて納付書への延滞金額の記載事務を取りやめることにより、令和5年4月1日以降の延滞金の取り扱いが次のとおり変更となります。

【変更前】令和5年3月31日まで
納期限を過ぎた町税等を金融機関にて納付する際に延滞金が発生した場合は、納付書に延滞金額を記載し、本税（料）と併せて延滞金を取り扱います。

【変更後】令和5年4月1日から
金融機関にて本税（料）のみの取り扱いとなることから、町にて本税（料）の納付を確認後、延滞金が発生していた場合には、後日、延滞金のみを納付書を送付します。

対象税目 町・県民税、法人町民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金

問い合わせ先 ☎68・2211

- 町・県民税、法人町民税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税に関すること
税務課 収納係（内線209・210）
国民健康保険税に関すること
保険年金課 国民健康保険係（内線172・173・174）
後期高齢者医療保険料に関すること
保険年金課 後期医療係（内線175・178）
介護保険料に関すること
福祉課 高齢介護係（内線123・124・127）
下水道事業受益者負担金に関すること
生活環境課 下水道係（内線233・235）



税金等は納期限までに納めましょう！

生ごみ処理機の無料貸出について

利根町では、生ごみの減量化を目的に、家庭用電気式生ごみ処理機を無料で貸し出します。
生ごみ処理機を活用することで、どれだけごみが減量できるか体験してみませんか？

- 貸出機種 パナソニック 家庭用生ごみ処理機（MS1N53）
サイズ・重量 268×365×550ミリ 12kg
最大処理量 2kg/回（6ℓ/回）・2～6人家族用
受付窓口
受付場所 生活環境課（役場2階）
※電話受け付けはできません。生活環境課まで、処理機の残数をご確認の上、必ず申請者本人または代理人（委任状が必要）が窓口で申請してください。
受付時間 毎週月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

- 受け付け時に持参するもの
印鑑（スタンプ式印鑑以外のもの）
運転免許証、パスポートなど本人確認ができる写真付の身分証明書（無い場合は、照会手続きをします）
貸出対象者
町内に住所を有し、20歳以上の方。
以前に貸し出しを受けたことがある方は、貸し出し終了日から3年を経過していること。

- 申請開始日 貸し出し希望日の3カ月前
貸出期間 3カ月以内
予約・受け付けから貸し出しまで
1 受付窓口にて、貸し出し期間を決めてから、事前予約をしていただきます。
2 申請書記入後、内容を審査してから「貸出決定通知書」を発行します。また審査によっては「貸出却下通知書」を発行し、貸し出しができない場合がありますのでご了承ください。
3 貸し出しの許可を受けた方は、貸し出し日に受付窓口に来ていただき、生ごみ処理機を貸し出いたします。
注意事項
1 世帯につき1台貸し出します。
貸し出しは、先着順となります。処理機がすべて貸し出し中の場合は、次回貸し出しの仮予約ができます。
返却時は、点検および洗浄などを行ってください。

- 問い合わせ先 生活環境課 廃棄物対策係 ☎68・2211（内線236）
電気式生ごみ処理機の特徴
生ごみの約80%は、水分です。電気式処理機は、この水分を温風で乾燥させ、除菌・脱臭し、乾燥後の処理物は、家庭菜園などの堆肥などに利用できます。また、匂いが抑えられるため、キッチンなど屋内に設置できるのも特徴です。3人家族の1日分の処理する電気代は、16円程度とされています。（牛・豚・鳥の骨、貝殻など硬質のものではありません）